

## 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

団体・自治体名		送付先	取扱期間
鹿児島県	大島郡与論町	〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 32-1 与論町役場 町民福祉課	平成25年10月25日(金)から 平成26年12月17日(火)まで
	日本赤十字社 鹿児島県支部	〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1-5 日本赤十字社鹿児島県支部	平成25年10月25日(金)から 平成26年12月17日(火)まで

※ 今後、この度の台風による災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の受け入れを行う救助団体の、追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、随時、日本郵便株式会社 Web サイトでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】 <http://www.post.japanpost.jp/>